

公共工事代金債権信託制度の導入について

このことについて、中小建設業者の資金繰りを支援するため、東京都の出資で設立した旧新銀行東京（現きらぼし銀行）が、信託機能を利用して銀行融資に代わる新たな資金調達を可能とする公共工事代金債権信託制度を導入いたしましたので、お知らせします。

1 公共工事代金債権信託（コントラスト）制度の概要

武蔵村山市から公共工事を受注している建設業者（元請企業のみ）が、市の承諾を得て当該未完成工事に係る工事請負代金債権をきらぼし銀行に譲渡することにより、同行から運転資金を調達することができる制度。

本制度により、元請企業は、工事の施工過程で資金調達を受けることが可能となり、下請企業への工事代金の支払いなど、工事の円滑な進捗と適正な履行の確保を図ることができる。

2 対象工事

債権譲渡を承諾できる対象工事は、以下の全てに該当するものとする。

(1) 請負金額が1,000万円以上の建設工事であること。

なお、契約変更により工事請負契約の請負金額が変更された場合は、債権譲渡の承諾申請を行った時点における変更後の請負金額が1,000万円以上であること。

(2) 武蔵村山市契約事務規則（昭和52年武蔵村山市規則第56号）第51条の規定に基づく前金払、同規則51条の2の規定に基づく中間前払金、同規則52条の規定に基づく部分払がなされている場合は、工事の進捗状況が、前金払、中間前払金、部分払相当割合を概ね超えていること。

(3) 以下に掲げる場合に該当していないこと。

ア 債権譲渡承諾依頼書の提出時点が、当該工事請負契約の履行期限まで2週間に満たない場合

イ 債権譲渡を認めることが不相当と判断される場合

ウ あらかじめ債権譲渡を禁止する旨の定めがあり、工事請負契約書第5条第1項ただし書を適用しない契約である場合

エ その他、受注者の施工能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不相当な特別の事由がある場合

3 譲渡対象債権

譲渡対象となる債権は、当該請負工事が完成した場合における工事請負契約書第32条第1項に基づく工事代金債権であって、その範囲は、工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引き渡した既済部分に相応する請負代金から既に支払を受けた前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合においては、既済部分の検査に合格し引き渡した既済部分に相応する請負代金額から既に支払を受けた前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づ

く金額を控除した額の全額とする。

4 受注者及び債権譲受人の条件

債権譲渡の承諾を申請する受注者及び債権譲受人が満たすべき条件は、以下のとおりとする。

(1) 受注者は、次の条件を全て満たしていること。

ア 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者（以下「中小企業者」という。）であること。

(イ) 中小企業者以外のものであって、かつ、当該工事の履行に関し、中小企業者に対する支払計画があること。

イ 次に掲げる事項のいずれの場合にも該当していないこと。

(ア) 破産した場合

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをした場合

(ロ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立てをした場合

(ハ) 会社整理又は特別清算開始の場合

(ニ) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(ホ) その他債務の弁済が不可能となった場合

ウ 過去2年間、工事成績不良による指名停止措置を受けていないこと。

(2) 債権譲受人は、次の者であること。

株式会社きらぼし銀行

5 導入のメリット

(1) 請負業者のメリット

ア 迅速な資金調達が可能

イ 融資が難しい事業者でも利用可能

(2) 本市のメリット

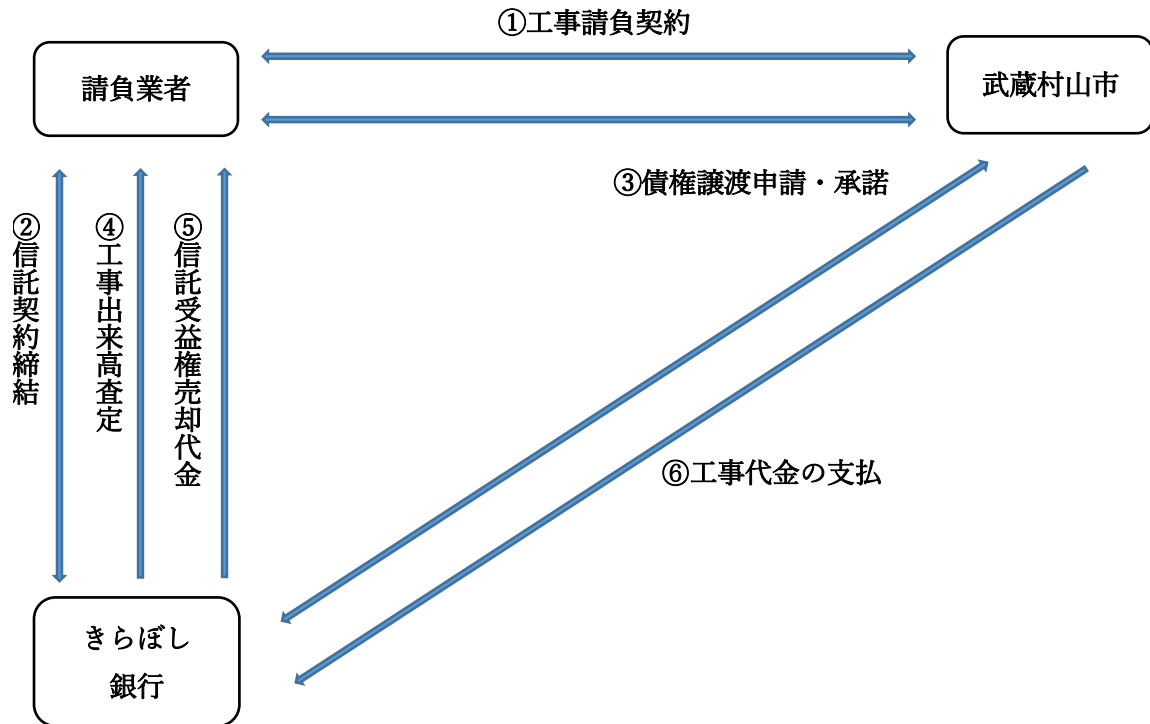
ア 請負業者の資金繰り改善により、安定した施工や工事品質の向上

イ 下請企業も含めた地域の中小建設業者の経営安定化に寄与

6 取扱い可能団体（令和2年3月31日現在）

都 内 区 市 町 村	江東区	世田谷区	荒川区	大田区	板橋区	葛飾区	足立区
	港区	中央区	豊島区	千代田区	墨田区	品川区	練馬区
	江戸川区	北区	新宿区	杉並区	台東区	目黒区	中野区
	渋谷区						
	立川市	八王子市	国立市	小平市	稲城市	町田市	青梅市
	清瀬市	三鷹市	武蔵野市	狛江市	国分寺市	調布市	府中市
	奥多摩町	小笠原村	檜原村				
そ の 他	東京都 東京都住宅供給公社（公財）東京都都市づくり公社（公財）						
	東京都道路整備保全公社 東京都港埠頭（株） 日本自動車ターミナル（株） 公立大学法人首都大学東京（株） ゆりかもめ 多摩都市モノレール（株） 川崎市住宅供給公社 川崎市						

公共工事代金債権信託制度の仕組み



- ① 工事請負契約
請負業者から市に対する工事代金が発生
- ② 信託契約締結
請負業者からきらぼし銀行に工事代金債権を信託
- ③ 債権譲渡承諾
請負業者・きらぼし銀行から市へ債権譲渡を申請
市から両者へ承諾
- ④ 工事出来高査定
きらぼし銀行が委託する査定業者が工事出来高を査定
- ⑤ 信託受益権売却代金
工事出来高に応じてきらぼし銀行が信託受益権を買い取り、請負業者に代金を支払う
- ⑥ 工事代金の支払
竣工後、市からきらぼし銀行へ工事代金を支払
- ⑦ 清算代金の支払
工事代金から、調達金・経費等を差し引き残額を請負業者の口座へ入金